

者ニハ同情スル又事情已ムヲ得サルモノニテ整理ノ結果良  
 好ナル際ハ三千圓乃至五千圓程度ノ小資本ニテ別途ノ生業事  
 業ヲ起シ従前ノ従業員ヲ使用スルノモ一方法ナリトノ考慮ヲ  
 有スル者ヲ答ヘタルニ従業員代表者ヨリ其期限ヲ附セラレ  
 タシト追窮ニタルカ確答ヲ避ケ三十日更ニ會社内ニテ再會見  
 スルコトヲ約シ散會セリ  
 右及申(通)報候也

6. 8. 4  
 1506

勞務第五〇一號  
 昭和五年八月二十

警 察 監 査 官 志

内務大臣安達謙藏 殿  
 社 會 局 長 官 殿

合資会社東京トク製造所労働會議ニ關スル件 (ハニ三報)

先旨ハ該首利社解散ノ承認シ手出ヲ受領セルモ該首利社ハ  
 結束シテ對抗中

標記會議廿ノ後ノ状況也記ノ通り

経 通